

■ 福岡市 福祉有償運送登録団体 一覧

(令和8年4月現在)

登録団体名	事務所 所在区	電話番号	利用対象者 ※各項目の詳細は下記をご覧ください							
			① 身体 障がい	② 知的 障がい	③ 精神 障がい	④ 障がい児	⑤ 要介護	⑥ 要支援	⑦ 基本 チェックリスト	⑧ その他
NPO法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	博多区	(092) 501-4656	○				○	○		○
NPO じょうわ	城南区	(092) 517-2407	○					○		
NPO法人 Wall Less Japan (ウォール レス ジャパン)	城南区	070- 5496-7679	○	○	○	○	○	○	○	○
NPO法人 明日へ	城南区	(092) 776-0852	○	○	○	○	○	○	○	○
一般社団法人 鎌身会 楽シィー	西区	(092) 407-6607	○	○	○	○	○	○	○	○
特定非営利活動法人 バリアフリー	中央区	(092) 707-3637	○				○	○		○
医療法人 ながら医院	博多区	(092) 411-2358					○	○		○
一般社団法人 れいばす	南区	(092) 557-1117	○				○	○		
特定非営利活動法人 みんなのプロジェクト	早良区	(092) 874-3051	○							○
特定非営利活動法人 おかえり	早良区	(092) 407-0972								○

【 利用対象者の詳細 】

- ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条にいう「身体障害者」
- ② 療育手帳(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の交付を受けた「知的障害者」
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条にいう「精神障害者」
- ④ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項にいう「障害児」
- ⑤ 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項にいう「要介護認定を受けている者」
- ⑥ 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第2項にいう「要支援認定を受けている者」
- ⑦ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準(基本チェックリスト)に該当する者
- ⑧ その他肢体不自由、内部障がい(人工血液透析を受けている場合を含む。)、難病等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者